

伊予市地域包括支援センター運営業務プロポーザル実施要領

本市は、伊予市地域包括支援センター運営業務を法人へ委託するにあたり、次のとおりプロポーザル方式（公募型企画提案方式）により優先交渉権者を選定する手続きについて必要な事項を定めたので、当該プロポーザルへの参加を希望される法人は、プロポーザル参加表明書に必要書類を添付のうえ提出すること。

1 目的

本市では、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46の規定に基づき、受注者が設置した地域包括支援センター（以下「センター」という。）における運営業務を効率的・効果的に実施し、本市における地域包括支援体制の更なる充実を図るため、引き続き法人へ委託することとした。この要領は、その選定にあたり法人から「伊予市地域包括支援センター運営業務仕様書」に基づく企画の提案を受け、本市の選定基準により審査した上で、優先交渉権者を特定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

伊予市地域包括支援センター運営業務

(2) 業務内容

別紙「伊予市地域包括支援センター運営業務仕様書」による。

(3) 委託期間

令和6年4月1日～令和9年3月31日（3年間）

3 委託料等の限度額（限度額を超える提案は受け付けないものとする。）

141,000,000円

【内訳】	令和6年度	47,000,000円
	令和7年度	47,000,000円
	令和8年度	47,000,000円

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加する法人（以下「参加法人」という。）は、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、公益法人等の法人格を有し、センター業務を公平・中立な立場で効率的に運営することができる法人であって、以下の全ての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づき更生手続きの開始をしていないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づき更生手続きの開始をしていないこと。
- (4) 介護保険法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律において、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
- (5) 役員等が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。

- (6) 伊予市税について滞納がないこと。
- (7) 法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないこと。
- (8) 伊予市の入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (9) 伊予市の業務委託の入札参加資格回避の措置を受けていないこと。

5 参加申込手続

参加法人は、次により参加表明書等を提出すること。

(1) 提出期間

令和6年1月15日（月曜日）から1月19日（金曜日）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。

(2) 提出方法

持参又は郵送（受付日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

なお、本市において郵送中の事故に伴う損害に関しては一切の責任を負わない。

(3) 提出先・問合せ先

〒799-3193 愛媛県伊予市米湊 820 番地

伊予市市民福祉部長寿介護課 TEL:089-909-6332 (FAX:089-909-6335)

(4) 提出書類

提出書類は「別紙1」のとおりとし、提出書類をもって参加表明及び企画提案書とする。

(5) 提出部数

8部（正本1部、副本7部）

ア 正本、副本ともにA4版ファイルに綴じ、ファイルに業務名及び会社名を記入することとし、正本のみ業務名の後にカッコ書きで正本と記入すること。

イ 原則としてA4用紙、横書き、両面印刷を基本とすること。ただし、内容により記載できない場合はこの限りでない。

ウ 区分間に仕切り紙を差し込み、インデックスを貼付すること。

エ 正本がカラー刷りの箇所は、副本もカラー刷りとすること。

6 質問書の提出及び回答

企画提案書等の作成について不明な点がある場合は、質問書（様式1）に内容を簡潔に記載し、電子メールにより提出すること。

なお、着信の確認は、質問者の責任において実施すること。

(1) 受付期間 令和5年12月20日（水曜日）から12月28日（木曜日）まで

(2) 提出先メールアドレス

伊予市市民福祉部 長寿介護課 cyojyu-kaigo@city.iyo.lg.jp

(3) 回答方法

提出された質問への回答は、令和6年1月11日（木曜日）までに参加申込書提出者全員に電子メールにて回答するほか伊予市ホームページ内において公表する。

(<https://www.city.iyo.lg.jp/>)

7 提案のヒアリング

参加法人は、企画提案書に基づくプレゼンテーションを行うものとし、次のとおりヒアリングを実施する。

(1) 予定日時

令和6年1月25日（木曜日） ※詳細については、後日通知する。

(2) 実施場所

伊予市庁舎 ※詳細については、後日通知する。

(3) 説明者

参加表明書（様式2）に記載する担当者を含む2人以内の者とする。ただし、機器操作者として別に1人のみ出席を認めるが、発言はできないものとする。

(4) 持ち時間

プレゼンテーションは20分以内、質疑応答は10分程度とする。

(5) その他

ア 本市において、会場にスクリーン、電源ケーブルは用意するが、その他の機材は参加法人において用意すること。

イ 参加法人による傍聴及び録音は認めない。

ウ プレゼンテーション当日に、資料の差し替えや新たな資料の配布は認めない。

8 事業者の選定

(1) 選定方法

伊予市プロポーザル審査委員会運営要綱に基づく伊予市地域包括支援センター運営業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、「4 参加資格要件等」を満たしている参加法人について、企画提案書及びヒアリングの内容等により、「11 審査基準」に基づく総合的な審査を経て、獲得点数が最も高い参加法人を優先交渉権者として特定する。

(2) 獲得点数が最も高い参加法人が2者以上の場合の決定方法

ア 価格評価の獲得点数により、優先交渉権者を決定する。ただし、価格評価の獲得点数が同点の場合は、給食に関する基本的な考え方の獲得点数により、優先交渉権者を決定する。

イ アにより優先交渉権者が決定しない場合は、審査委員会委員長において決定する。

(3) 参加法人が1者の場合

「(1) 選定方法」に基づき、総合的な審査を経て優先交渉権者として特定するものとする。

(4) 最も高い参加法人の獲得点数が、満点の60%に満たない場合

審査委員会において協議し、特定しない場合がある。

(5) 審査結果

全参加法人に対し、令和6年2月中旬発送の書面にて結果を通知するとともに、伊予市ホームページ内に優先交渉権者以外の名称を伏せて、各参加者の取得点数を含めて公開する。

なお、選定結果に対する異議申し立ては受理しない。

9 契約の締結等

「8 事業者の選定」により特定された優先交渉権者と、実施に向けた詳細な打ち合わせの後、契約の交渉を行い、市内部決済を経て契約を締結し受注者とする。

なお、優先交渉権者との契約交渉が不調の場合は、獲得点数により順位付けられた上位の者から順次、契約締結の交渉を行うものとする。

10 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 提出書類に不備又は錯誤があり、再提出を指示したにもかかわらず、本市が示す期限内に提出されなかった場合
- (3) 本市から指名停止等の措置を受けた場合
- (4) 選定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為があった場合
- (5) 審査員又は関係者に本企画提案に対する助言を求める等審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 「3 委託料の限度額」に定める業務規模を超えた場合
- (7) 「4 参加資格要件等」の各号に該当しない場合

11 審査基準

「別紙2」のとおり

12 その他留意事項

- (1) 企画提案書等の作成、応募、ヒアリング等本プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書は、1事業者につき1案とする。
- (3) 書類提出後の企画提案書等の修正、変更又は追加は認めない。
- (4) 本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合がある。その場合は、速やかに提出すること。
- (5) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (6) 企画提案書等の著作権は、企画提案者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルに関する報告や公表等のために必要な場合は、事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (7) 企画提案書等の提出後に参加を辞退する場合は、理由を明記した辞退届(任意様式)を速やかに本市担当課へ提出すること。
- (8) 提出書類が、伊予市情報公開条例(平成17年4月1日条例第17号)に基づく情報公開請求の対象となった場合、非公開とすべきと判断した部分を除き公開することがある。
- (9) その他、本要領に記載されていない事項で必要があるときは、本市担当課においてその対応を決定する。

13 主なスケジュール（予定）

項目	期限等
公募開始（広告）	令和5年12月20日（水曜日）
質問受付期間	令和5年12月20日（水曜日）から 令和5年12月28日（木曜日）まで
質問回答日	令和6年1月11日（木曜日）
参加申込書等の提出期間	令和6年1月15日（月曜日）から 令和6年1月19日（金曜日）まで
審査日（ヒアリング）	令和6年1月25日（木曜日）
審査結果通知の発送	令和6年2月中旬